

王朝文学時代の歯科医療 ～その2

東 智

東歯科医院

平安時代から13世紀初頭にかけての歯科医療の変遷について、12編の日記等をもとにした調査結果を第30回日本歯科医史学会で発表した。すなわち、10世紀までは加持、卜占以外の記載を認めなかったが、11世紀に入ると抜歯、服薬（食養生を含む）の記載を認めるようになり、その後は12世紀に初出の蛭飼、針灸が歯科治療の主流となった記載事項になる。こうした変遷は、抜歯、服薬、蛭飼、針灸といった治療法が進展し、口腔内疾患の急性症状を軽減することができるようになったことを示し、その結果、加持、卜占は補助的な医療行為へと後退したと推論した。抜歯の記載は、抜歯中止を含めて6件を認めたが、骨植堅固な永久歯の抜歯は街中に居を構える女性が職業として行い、乳歯や動揺歯に限って官医が抜歯を行っていたと推論した。

以上の推論をもとに、当時の日中の先端歯科医療の比較を試みた。平安時代には、中国や朝鮮半島から運ばれた医書やわが国の諸家に伝わっていた諸医方を集大成して、編纂された複数の医書が存在したという記録がある。しかし、その多くが散逸し、実態は不明である。現存するわが国最古の医書は、丹波康頼が982年に撰述した『医心方』である。『医心方』は隋・唐の医書等から医学・本草・養生に関する条文を系統だてて抜粋したもので（引用書籍204種、引用条数10,881条）、その内容は医学全般を包括している。

宋代以前の中国の歯科治療については、『翻訳—中国口腔医学発展史【Ⅱ、Ⅲ】：研究論集儒学文化(5,6)』を参考にした。『医心方』に多くの用例が記されている。薬剤の内服・外用療法や養生法を除くと、①砒素剤を用いた歯髓失活法：『金匱要略』（後漢晩期）、『外台秘要』（唐752年）、②口唇裂修復術：『晋書・魏咏之伝』（唐648年）、『小兒衛生総微論方』（宋1208年）、③抜歯後偶発症：『晋書・温仄之伝』、『諸病源候論』（隋610年）、④局所の焼灼止血法、膿腫の外科的切開法、顎関節脱臼整復術（ヒポクラテス法）：『備急千金要方』（唐652年）、千金翼方（唐686年頃）、⑤銀アマルガム合金による充填法：『唐本草』（唐659年）、⑥歯牙再植術：『太平聖恵方』（宋992年）、『聖濟総録』（宋1111-1117年頃）、⑦局部床義歯：宋代の陸游（1125-1210年）の詩『歳晚幽興』、楼鑰（1137-1213年）の著作『攻佐集』等の記録が掲載されている。これらの治療法は現代の医療理論にも通じるが、『医心方』には④以外の治療法は記されていない。

抜歯については、上記の抜歯を職業とした女性に加えて、『沙石集』（1283年）に載る「南都の歯取唐人」といった民間歯科医の存在が知られているが、『花園天皇宸記』（1314年）においても官医の中に抜歯に対する強い反対意見があったとの記載があることは、民間歯科医と官医が早い時期から共存した根拠になると考える。針治療は、同時代の唐において行われていた経絡を目指して針を打つ経絡補瀉法ではなく、蛭飼と同じように現在の切開に準じる切開排膿法、刺絡瀉血法であった。

894年に菅原道真の建議により遣唐使派遣が停止され、鳥羽院政期に日宋貿易が本格化するまでの間、日中間の正規の往来は認められなかった。藤原隆家が宋人の眼科医の治療を受けるため、大宰権帥の拜命を希望して大宰府に下っていることからわかるように、九州には宋人の医師が渡来していたが、わが国の官医が、医書以外から最新の医療技術を手に入れる道筋はなく、その結果、臨床の場で応用できない治療法は『医心方』に採用されなかったと推測できる。このような時代背景は新しい知見を交えた医書の発刊を遅らせたが、丹波氏と和氣氏両家による医療の世襲化と併せて、医療技術・知識の停滞をもたらす要因となった。